

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しの公告

2019年6月30日に取扱い（サービス）を終了した、アプリ「ARTILIFE」における当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株式会社ドワンゴ

2 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

アプリ「ARTILIFE」内通貨「エボル」(Android、iOS)

※有償分のみ

3 払戻し申出期間

2019年7月1日（月）10時から2019年9月30日（月）23時59分まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4 払戻しに関するお問い合わせ先

ご返金対応窓口

お問い合わせフォーム：https://qa.nicovideo.jp/faq/show/14133?site_domain=default

5 申出の方法

上記払戻しの申出期間中に、以下のページ内のお知らせから所定フォームへアクセスし、必要事項を記入の上、申出ください。

https://secure.nicovideo.jp/secure/common_serial

6 払戻しの方法

申出から所定の期間内に、お客様からご指定頂いた銀行口座に振り込む方法により、
払い戻しさせていただきます。なお、手数料は、当社負担とさせていただきます。

株式会社ドワンゴ

2019年6月28日